

◎新潟県告示第1025号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 令和4年7月21日から令和5年1月6日まで
- 3 作業地域 1級水準測量：新潟県新潟市、新発田市、上越市、妙高市地内
2級水準測量：新潟県新潟市、南魚沼市地内